

令和6年度早期退職に係る募集実施要項

令和6年5月29日

山口県警察本部長

職員の年齢別構成の適正化を通じ、組織の活性化や公務能率の増進等に資するため、次のとおり早期退職者の募集（職員の退職手当に関する条例（昭和29年山口県条例第5号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集対象

一般職に属する職員で、令和7年3月31日現在、「勤続20年以上」かつ「年齢45歳以上」の者（注1、注2参照）

2 募集人数

30名程度

3 募集の期間

令和6年 5月29日（水）午後1時から

令和6年12月27日（金）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

4 退職期日又は期間

原則として令和7年3月31日（月）とする。

※ 特別な事情がある場合には、令和7年3月31日以外の期日についても認める。

※ 認定後に生じた事情により、退職すべき期日に退職すると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続等

① 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入

の上、募集の期間内に、所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、警務部警務課長を経由して警察本部長に提出する。

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 退職予定期日の2週間前までに通知する予定

※ 不認定になる場合は（注3）のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたいときは、応募取下げ申請書（別記第2号様式）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 問い合わせ先

【募集に関すること】

警務課人事第二係

【退職手当に関すること】

警務課給与係

注1 勤務年数には除算期間がある。（休職期間：1／2、育児休業：1／2（平成4年4月1日以降に取得した場合は、子の1歳の誕生日の前日の属する月までは1／3）、専従期間：全期間）

注2 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

(1) 会計年度任用職員

(2) 臨時的任用職員

(3) 令和6年5月29日において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を行った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年5月29日から令和7年3月31日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注3 応募者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) 応募後、懲戒処分を受けた場合

(2) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(3) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合